

（ 令和 3 年 3 月 2 9 日 ）
（ 議 会 運 営 委 員 会 決 定 ）

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果（令和2年度）

| No. （優先度C1） | |
|-------------|--|
| 検討課題 | 議決事件の拡大 |
| 議会基本条例の条文 | なし |
| 具体的な運用方法等 | <p>1 基本構想及び基本計画について</p> <p>(1) 基本構想 現時点において次期基本構想を策定するか未定であるため、議決事件に追加するか否かは、然るべき時期に改めて検討する。</p> <p>(2) 基本計画 基本計画については、議決事件に追加しない。ただし、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 策定に当たっては、従来どおり特別委員会を設置して調査を行う。 イ 改定に当たっては、常任委員会における報告事項とするか特別委員会を設置して調査を行うか等について、然るべき時期に改めて検討する。</p> <p>2 定期借地権について 長期間にわたる定期借地権の設定については、実質的に売却と同視されることから、その重大性に鑑み議決事件に追加する。ただし、地方自治法第96条第1項第8号及び地方自治法施行令第121条の2第2項及び別表第4の規定（不動産又は動産の売払い）の趣旨を踏まえ、1件につき5,000平方メートル以上のものに限るものとする。 なお、これに伴う条例案については、速やかに提出するよう区長に申し入れる。</p> <p>3 定期借家権について 定期借家権の設定については、一定規模以上の区有財産の貸付に関する考え方として整理をしておく必要があるが、調査・研究に時間を要するため、本委員会において引き続き検討するものとする。</p> |
| その他 | |